

陳情第5号

陳 情 書

2021年2月15日

立川市議会

議長 福島 正美 殿

東京都西多摩郡瑞穂町  
大字武藏183番地3  
角田 統領

「国民万歳条例」の制定を求める陳情

第1 陳情の趣旨

国民主権を旨とする「国民万歳条例」の制定を求める。

第2 陳情の原因

新憲法である日本国憲法は、1947年（昭和22年）に施行された。

憲法記念日は、国民の祝日に関する法律の第二条で「五月三日 日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。」と規定されている。

当自治体には「国民の祝日に関する法律」に対応する条例がない。

第3 陳情の理由

読売憲法改正試案は「第一章 国民主権」とし「第一条（国民主権）主権は、國民に存する。」としている。

生まれてこのかた「国民万歳」という声を聞いたことがない。

この「万歳」と言う言葉の意味は「祝いや喜びの気持ちを込めて万歳を唱えること」である。

憲法記念日は、旧憲法である大日本帝国憲法の無権利者である臣民が、國の権利者すなわち主権者である國民に脱皮、すなわち法的地位が変動した日であり、祝い、喜ぶべき日である。しかし、日本國民は「国民万歳」と唱うことを忘れている。

日本國民は、反人権の旧憲法の臣民という隸従の法的地位から基本的人権の新憲法の世界に解放された「カナリヤ」である。

國民に良く親しまれた『唄を忘れたカナリヤ』という歌がある。この歌は憲法施行の年に国定教科書に採用された。その4番には、次の歌詞がある。

【唄を忘れたカナリヤは 象牙(ぞうげ)の船に銀の櫂(かい) 月夜の海に浮かべれば 忘れた唄をおもいだす】

いま國民は、忘れていた「国民万歳」という唄を唱うために、憲法記念日行事を設けて、国民主権を旨とする日本国憲法の本旨である「国民万歳」を三唱し、その民主的な発展を記念し、國の成長を期する一助とするために、象牙の船としての憲法に相応しい、銀の櫂としての「国民万歳条例」の制定を求める。

ブログ【オンブズ大統領】検索

